

当社組織の改正について

当社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:高萩光紀)は、持株会社制への移行に伴い、本年9月27日付をもって、下記のとおり組織を改正することいたしましたのでお知らせいたします。

1. 改正内容

1. 本社組織部門および本部を廃止し、以下の部・室および事業部(監査室を除きいずれも担当部長制)を設置する。
 - (1)環境安全部:現行の環境安全本部および上北鉱業所の業務を所管
 - (2)事業開発部:主に現行の事業開発部門、経営企画部門(調査・プロジェクト担当)、ネットビジネス推進室および医薬バイオ研究所の業務を所管
 - (3)経営企画部:主に現行の経営企画部門(企画担当、財務担当、管理担当、関連会社担当、システム企画担当)および北京事務所の業務を所管
 - (4)監査室:現行の監査室の業務を所管
 - (5)総務・人事部:主に現行の基本理念推進本部、総務・人事部門(総務担当、購買担当、審査担当、法務・輸出審査担当、広報担当、人事担当)、不動産事業推進室および戸田管理センターの業務を所管
 - (6)資源開発部:現行の資源開発部門の業務を所管
 - (7)業務部:現行の業務部門および物流センターの業務を所管
 - (8)精製部:現行の精製部門、精製技術センター、船川事業所およびエンジニアリングセンターの業務を所管
 - (9)リテール販売部:現行のリテール販売部門の業務を所管
 - (10)産業販売部:現行の産業販売部門、潤滑油受注センター、潤滑油開発センターおよび袖ヶ浦潤滑油工場の業務を所管
 - (11)LPガス部:現行のLPガス部門および川崎LPガス基地の業務を所管
 - (12)電子材料事業部:現行の電子材料部門および大阪電子材料営業所の業務を所管

2. 箇所組織

(1) 製油所

各製油所(水島製油所および知多製油所)を、精製部担当執行役員の直轄箇所とする。なお、水島製油所は、産業販売部担当執行役員の直轄箇所とする。

(2) 支店

各支店(北海道支店、東北支店、北関東支店、東京東支店、東京西支店、南関東支店、中部支店、近畿支店、中四国支店、九州支店)を、リテール販売部担当執行役員の直轄箇所とする。なお、北海道支店、東北支店、中部支店、近畿支店、中四国支店および九州支店は、産業販売部担当執行役員およびLPガス部担当執行役員の直轄箇所とする。支店の職制は課制とし、現行の各支店の業務およびリテール販売部門、産業販売部門およびLPガス部門から移管された業務を所管する。

2. 組織図(対比表):  [別紙](#)(PDF:28KB)のとおり。

● 【参考資料】

 [箇所組織図対比表](#)(PDF:20KB)

以上